

千葉県廃棄物処理計画

(資料編)

資料編目次

国の基本方針	-----89
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について（事務連絡）	-----111
持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）	-----113
廃棄物に関するデータ	-----120
1 一般廃棄物	-----120
2 産業廃棄物	-----124
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	-----130
食品ロスの削減の推進に関する法律	-----143
第59回県政に関する世論調査の結果について	-----149
用語解説	-----153

国の基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号
改正平成 17 年 5 月環境省告示第 43 号
改正平成 22 年 12 月環境省告示第 130 号
改正平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきた。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地難は解消されておらず、また、不法投棄を始めとする不適正処理については、改善傾向が見られるものの、未だ撲滅には至っていない。

また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「基本法」という。）における優先順位が高い 2R（リデュース・リユース）の取組が遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えない状況である。

さらに、東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国民の安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要がある。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、基本法及び第三次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策に

においては、基本法に定められた基本原則に則り、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的な利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。また、災害により生じた廃棄物についても、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする。

その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル・全国レベルで低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として、地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要である。そのため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、さらに地域社会に貢献するものとなる。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成 24 年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

一般廃棄物	排出量	4 5
	再生利用量	9 . 3
	中間処理による減量	3 1
	最終処分量	4 . 7
産業廃棄物	排出量	3 7 9
	再生利用量	2 0 8
	中間処理による減量	1 5 8
	最終処分量	1 3

（単位 百万トン／年）

（注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成三十二年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

(1) 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量を約 12%削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約 21%から約 27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する。

また、平成 32 年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。

(2) 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量の増加を約 3%に抑制し、排出量に対する再生利用量の割合を約 55%から約 56%に増加させるとともに、最終処分量を約 1%削減する。

(3) その他の目標量

(1)・(2) の目標量の達成に資するため、以下の取組目標を設ける。

イ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成 25 年度 43 市町村）に対し、平成 30 年度において、200 市町村に増大させる。

ロ 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）第二条第三項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成 25 年度約 59%）に対し、平成 30 年度までに、100%まで増大させる。

ハ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成 25 年度約 43%）に対し、平成 30 年度までに、80%まで増大させる。

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、家電リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。

また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可や再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行うことや、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。この場合において、自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者へ委託するときは、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより、廃棄物の不適正な処理が行われるリスクを低減することが重要である。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。また、

再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めるものとする。

また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第二条第二項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

さらに、市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めるものとする。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。その際、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し、例えば、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得つつ、産業廃棄物の排出抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるものとする。また、産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していくものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

市町村及び都道府県は、地域で発生した廃棄物の種類によって適当な循環の範囲が異なることに十分留意しつつ、他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努めることが望ましい。また、一般廃棄物の適正な処理体制が

確保されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努めることとする。

(4) 国の役割

国は、各種法制度の整備及び適切な運用や、事業の効果的・効率的な実施を推進し、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援し、関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。

また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正な処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例制度（以下「無害化処理認定制度」という。）の円滑な運用を図る。

さらに、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及等を通じ、技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。また、産業廃棄物処理業全体の詳細な実態について定量的に把握し、それを踏まえて、状況に即した適切かつ効果的な施策を更に進めていくものとする。ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、国は地方公共団体と連携しつつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設の整備及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成により、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。また、地方公共団体と連携し、未処理のポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握するとともに、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対し計画的な処理の必要性を周知徹底するなど、基本計画に基づく処理期限内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が一日でも早く完了するために必要な措置を講じる。併せて、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、無害化処理認定制度の活用等により、安全かつ効率的な処理を進めていくものとする。

水銀廃棄物について、国は、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進するために、ガイドラインの策定等により、市町村に対する技術的な助言等に努めるものとする。また、市町村及び事業者団体等と連携した回収の枠組みの構築を図ることにより、水銀使用製品が廃棄物となったものの適正な回収を促進する。

廃水銀等については、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針において位置付けられた産業廃棄物の処理に係る契約が、環境に配慮して適切に行われるように地方公共団体に対する周知等を行うものとする。

地球温暖化への懸念の中、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するとともに、循環共生型の地域社会の構築に寄与するため、コベネフィット型技術の研究開発・普及や、廃棄物の再使用・再生利用の推進、廃棄物焼却処分時の熱回収など廃棄物エネルギーの地域での利活用促進の取組を更に進めていくものとする。

また、世界的な資源制約の顕在化を踏まえ、廃棄物の適正な処理の観点のみならず資源確保の観点にも視野を広げて、廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

(1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、基本法に定められた基本原則を踏まえ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込むとともに、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする必要があるとあり、一般廃棄物の発生量及び組成を把握した上で、その量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。また、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を進める。

また、処分に関しては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会との統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、焼却処理量及び最終処分量の抑制、ダイオキシン類や温室効果ガスの排出

抑制等の環境負荷低減、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育の効果についても考慮した上で、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適の方法を選択するものとする。その際には、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立では原則として行わないこととし、廃プラスチック類の取扱いについては、まず排出抑制を、次に再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立では行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、広域のかつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとし、必要に応じ、都道府県域を越えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿及び生活雑排水については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、BDF化等の処理方法の中から、これらを組み合わせることも含めて、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域循環圏の考え方や地域へのエネルギー供給を図る観点も踏まえ、エコタウンなどの拠点も活用しながら、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要である。この際、廃棄物系バイオマスの利活用を効率的に行うことができるよう、分別・収集・選別の効率化を図る。とりわけ食品の一般廃棄物である事業系食品廃棄物（生ごみ）に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設けることが必要である。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあつては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めることが必要である。

(2) 産業廃棄物の処理体制の確保

産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な

循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。

特に、多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環的利用に計画的に取り組まなければならない。

また、事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。また、事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

国は電子マニフェストが、排出事業者や産業廃棄物の処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができるなどの利点を有することを踏まえ、地方公共団体等関係者と連携して、その使用の促進を図るものとする。

一方、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設に対する指導監督に努めるものとする。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることも検討する。

(3) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないように、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならない。事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

また、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る必要がある。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを

未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。

特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。なお、法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、結果としてこのような事業者が営業を継続することを許容してしまうことが、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不法投棄・不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである。

都道府県及び市町村は、廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見等による生活環境の保全上の支障の発生を未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マニフェストの機能向上及び普及拡大等に取り組むものとする。

4 優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、地方公共団体等関係者と連携して優良産廃処理業者認定制度の普及を図る。また、適正処理推進センターを活用して、優良産廃処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

5 不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、都道府県等に対し、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

また、不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、都道府県等は、当該区域の状況等を定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないように努めなければならない。

6 廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物を受け入れて適正に処理する取組が進められている。こうした取組は、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであり、また、我が国の事業者が排出した廃棄物を輸入する場合にあっては、広義の排出事業者責任を全うするものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくものとする。

また、廃棄物の輸出については、国内処理原則及び排出事業者責任の徹底の観点から厳格な確認を行っているところであり、輸出確認の対象とすべき廃棄物については、引き続き輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等を図る。

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第五条の三第一項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。現状（平成 24 年度）において、焼却された一般廃棄物量のうち約 79%が熱回収可能な施設で処理されており、同約 66%パーセントが発電施設の設置された焼却施設で処理されている。これに対し、平成 32 年度において、焼却された一般廃棄物

量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加させることを目標とする。

ロ 最終処分場

平成 25 年 3 月 31 日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は 19.7 年であり、この水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることにかんがみ、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成 32 年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目指す。この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

さらに、民間事業者による適正に焼却処理できる施設の更新及び新設による整備を推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

ロ 最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による産業廃棄物の減量化の目標年度である平成 32 年度において、要最終処分量の 10 年分程度を確保できるように整備することを目指す。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

2 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、その際、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、直接埋立ては原則として行わないこととする。特に中間処理については、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理（熔融処理を含む。）等の再生や熱回収のための処理方法があり、地域の実情に応じた最適な処理方法について、資源の継続的な利用を促進するよう、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。この際、例えば、メタンガスを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせ、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める取組や、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーを地域へ還元するといった取組を促進する。

一般廃棄物のうちし尿を含む生活排水対策については、持続的な污水处理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽等のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。特に、浄化槽の整備については、みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽への転換について、転換費用の支援や広報活動により推進を図るとともに、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の更なる普及を推進する。また、し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。

これらの施設の整備については、排出抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。その際、都道府県は、市町村に対する技術的支援の一環として、市町村間の総合調整に努めるものとする。

加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

中長期的には、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や循環共生型の地域社会の構築の観点も踏まえ、人口減少等の社会状況の変化や再生利用の推進による焼却量の減量化についても考慮した上で、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

3 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、国は、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。その際、熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮するものとする。

具体的には、適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要施設の整備の促進を図る等、再生に係る施設の整備促進を図ることに加え、施設の省エネ化の推進や高効率な廃棄物熱回収など廃棄物処理施設の廃熱利用等を推進する。

また、適正な処理を確保するためには、処理施設の確保が極めて重要であるが、悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に整備されることが不可欠であることから、国として、民間による処理体制の確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、必要と認められる場合は、その他の大都市圏においても、2 以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の

活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、低炭素社会との統合との観点も踏まえ、熱回収が可能な施設の整備を優先するものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、処理期限内に、一日も早い処理完了を目指して、計画的かつ早期の処理が行われるよう取り組んでいくこととする。さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物についても、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を積極的に進める。

その他の施設についても、建設リサイクル法に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

4 優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収、廃棄物燃料製造等を行う施設の整備や施設の省エネ化を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく施設整備を促進するものとする。

5 地域住民に対する情報公開の促進

廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要である。

このため、廃棄物処理施設の設置許可に当たり、申請者並びに都道府県及び政令市は、近隣市町村又は利害関係者から提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。

また、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報や、都道府県及び政令市による定期検査の結果に関す

る情報を積極的に公開することも重要である。特に、一般廃棄物処理施設の立地に際しては、地域住民自身も廃棄物の排出や処理にかかわる当事者として、十分な関心と理解が求められる。

さらに、産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を一層推進するため、都道府県等がインターネット等を利用して公表することが必要である。

また、都道府県又は市町村は、廃棄物処理業者等に対して行った行政処分情報をインターネット等を利用して広く公表することが重要である。

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

1 施策の基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策の推進及びそれを実現するために必要な処理施設の整備、人材育成等が行われるよう、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要であり、平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進めるものとする。これにより、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見・教訓を踏まえた施策を図ることとする。さらに、災害対策基本法第八十六条の五第一項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害（以下「大規模災害」という。）に際しては、被災しなかった地域も含め、全国一丸となって処理に当たることが求められることから、各主体の役割分担を明確にし、密接な連携体制を構築するとともに、地域ブロック（原則環境省地方環境事務所が管轄する地域を想定）といった都道府県を越えるより広域的な連携、さらには地域ブロック間の相互連携を進めていくことが必要である。

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理

に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し災害廃棄物処理実行計画を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や各市町村が平時に搬入している最終処分場を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時には、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで域内の災害廃棄物の処理を行う。また、被災市町村に対して資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等の支援を積極的に実施するものとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することもあるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備、さらには都道府県域を越えた広域的な対応のための円滑な連携といった観点から、関係機関・関係団体との連携を進めるものとする。その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

(3) 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定めるものとする。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

(4) 事業者及び専門家の役割

イ 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生時には、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。

ロ 大学・研究機関等専門家の役割

廃棄物処理分野に携わる大学・研究機関や民間コンサルタント等の専門家は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験が効果的かつ継続的に集積され、それらが十分活用されるよう、国及び地方公共団体に対して必要な協力を行うものとする。また、発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努めるものとする。

3 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、焼却施設や最終処分場等を整備し、災害廃棄物を保管するための仮置場を確保するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるものとする。特に大規模災害発生時には、大容量の最終処分場が必要となることから、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設や海面処分場の活用を検討するものとする。地方公共団体は、域内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等（建設事業者を含む。）の情報把握に努めるとともに、地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生するため、平時より災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。国は、これらの地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、強靱な廃棄物処理体制としての施設整備が図られ地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行うものとする。

地方公共団体は、非常災害発生時においては、整備した処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保するものとする。

4 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題を体系的に整理し、その知見を今後の対策に活用するとともに、災害廃棄物の発生量の推計手法や処理困難物の処理技術、再生利用の促進等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。また、地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の災害廃棄物の処理体制の確保が円滑に行えるよう積極的な情報発信を行う。

地方公共団体は、平時から、災害廃棄物の処理に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努めるものとする。非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるものとする。

六 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

廃棄物は、その種類に応じ種々の形状及び性質を有し、また、新たな製品開発等に伴い、これまで自然界に存在しない化学物質等を含む廃棄物も排出されてくることとなる。こうした中で、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を進めるとともに、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発等、廃棄物の排出の抑制、再利用、再生利用を考慮した取組を一層進めることが必要である。また、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究の一層の推進が重要である。

このため、現在、再生利用がほとんど進められていない廃棄物の再生利用を可能にする技術はもとより、すでに実用化されている技術についても、技術の効果的な組み合わせを考慮した上で、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図り、再生品の利用を促進するための技術開発が必要である。また、資源生産性や有害物質対策の観点から早期の技術開発が期待されている廃棄物からのレアメタル等有用金属の回収技術に関する研究について、更なる促進を行うとともに、低炭素社会との統合の観点から、低炭素な再生技術や廃棄物からのエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用について、先進的・先導的な技術開発及び調査研究をより一層推進していく必要がある。さらに、地方公共団体の施策と連携しつつ、廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究を行う必要がある。

さらに、再使用や再生利用、熱回収されて残る廃棄物の処分を行う場合の適正処理を確保するためには、処理の安全性、安定性及び確実性を高めるための研究及び技術開発を一層推進することが必要である。特に、ポリ塩化ビフェニルや石綿といった有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する化学物質の廃棄物処理施設からの排出抑制を一層図るための処理技術の開発を推進するとともに、よりの確な施設の運転管理技術や管理指標等の研究開発を行うことが必要である。また、条約により国際的取組が見込まれている残留性有機汚染物質については、処理基準の調査検討及び処理技術の開発が必要である。

さらに、小型家電リサイクルについて、使用済小型家電の処理・選別技術についての国内や海外の高度な技術を国内の認定事業者間で共有化する等、廃棄物に係る各種の情報を提供するためのシステム等の開発を進めていくことが必要である。

これらの技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の

推進戦略について（中央環境審議会答申）」も踏まえ、戦略的に実施していく。

2 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等及び人材育成等

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、関係主体と連携しながら廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識の向上を図ることが重要である。具体的には、環境教育、環境学習、「3R推進月間」、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」、マイバッグ・マイボトルなどの持参や適量な購買・注文、食品の食べ切り・使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及等の広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、及びその適正な処理が図られるよう、関係者の協力を求めるものとする。

また、国民や事業者、地方公共団体などが、自ら環境教育・環境学習の場を設けたり、環境保全活動やNGO/NPO等の民間団体の活動に参加・協力したり、事業を起こしたり、各主体のつなぎ手となるための取組も重要である。具体的には、3R教育や地域循環圏形成のための研修や教材、カリキュラム等の整備を通じて、人材育成を図っていくものとする。

3 その他配慮すべき事項

廃棄物処理計画の策定に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に規定する国土利用計画、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に規定する国土形成計画、地域の振興又は整備に関する計画及び環境の保全に関する国又は地方公共団体の計画との調和を図るものとする。また、海面埋立処分を行う場合は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく手続に先立って廃棄物処理法に基づく所要の手続を完了させるものとする。このほか、廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を定めるに当たって関係する港湾の港湾計画その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に十分配慮する。また、計画の推進に当たっては、交通の安全及び円滑化並びに災害の防止に十分配慮するものとする。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定について(事務連絡)

事務連絡

令和2年3月16日

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより種々御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号。以下「基本方針」といいます。）につきましては、主に令和2年度（平成32年度）を目標年度としているところでございますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから令和2年度は改定を行わないこととしましたので御連絡いたします。

また、令和2年度以降につきましては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。以下「循環基本計画」といいます。）等の目標を参考にして施策を進めてまいります。

今後の基本方針の改定につきましては、内容に大幅な変更が必要となった場合に行うこととし、その際には基本方針の目標と循環基本計画の目標（目標年度等）との調整を行う予定です。

また、各都道府県の廃棄物担当部（局）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標（循環基本計画及び廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）等の数値目標）を別紙のとおりお知らせしますので必要に応じてご参照ください。

引き続き廃棄物行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙) 参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025年度に約3800万トン (循環基本計画)
2	一般廃棄物の再生利用率の割合 ¹	一般廃棄物の出口側の循環利用率を2025年度に約28% (循環基本計画)
3	一般廃棄物の最終処分量	2025年度に約320万トン (循環基本計画)
4	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度に約440g/人/日 (循環基本計画)
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022年度に2017年度の水準(20年分)を維持 (廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月閣議決定))
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設の割合を2022年度に46% (廃棄物処理施設整備計画)
7	産業廃棄物の排出量	2025年度に約3億9000万トン (循環基本計画)
8	産業廃棄物の再生利用率の割合 ²	産業廃棄物の出口側の循環利用率 ³ を2025年度に約38% (循環基本計画)
9	産業廃棄物の最終処分量	2025年度に約1000万トン (循環基本計画)
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の10年分程度を確保 ⁴
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	引き続き現行基本方針に基づき200市町村以上における実施を推進
12	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第96号)に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき100%の構築を推進
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき80%以上の実施を推進

¹ 一般廃棄物の再生利用率の割合は、[直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量]を[ごみの総処理量 + 集団回収量]で除した数値であり、これは一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。(一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。)

² 産業廃棄物の再生利用率の割合は[再生利用量(直接再生利用量と処理後再生利用量の合計)]を[排出量]で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

³ 産業廃棄物の出口側の循環利用率は[再生利用量 + 金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量 - 動物のふん尿の直接再生利用量]を[排出量]で除した数値。(産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。)

⁴ 現在、目標の見直しを実施中。2020年度内に新目標の結論を得る予定。

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)

環循適発第1903293号

平成31年3月29日

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。)を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約4割減少している。施設の規模別では、平成10年度には100t/日以上以上の施設が550施設と全体の約3割であったところ、平成8年度には100t/日以上以上の施設が591施設と全体の約5割に増加しており、施設の平均規模も平成10年度の109t/日から平成28年度には161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成10年の1,550g-TEQ/年から平成28年には24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されて

いる。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。については、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1．広域化・集約化の必要性

（1）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

（2）気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電

効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

(4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

(5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記(2)～(4)の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

2. 広域化・集約化計画の策定

(1) 計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

(2) 前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

(3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

(4) 広域化ブロック区割りの設定見直し

上記(2)及び(3)で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般

廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t / 日以上 の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に 100t / 日以上 300t / 日未満の施設を設置している地域については、300t / 日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り 2.(4) で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5) で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 / 再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

(1) 既に、今後10年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことがで

きる。

(2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。

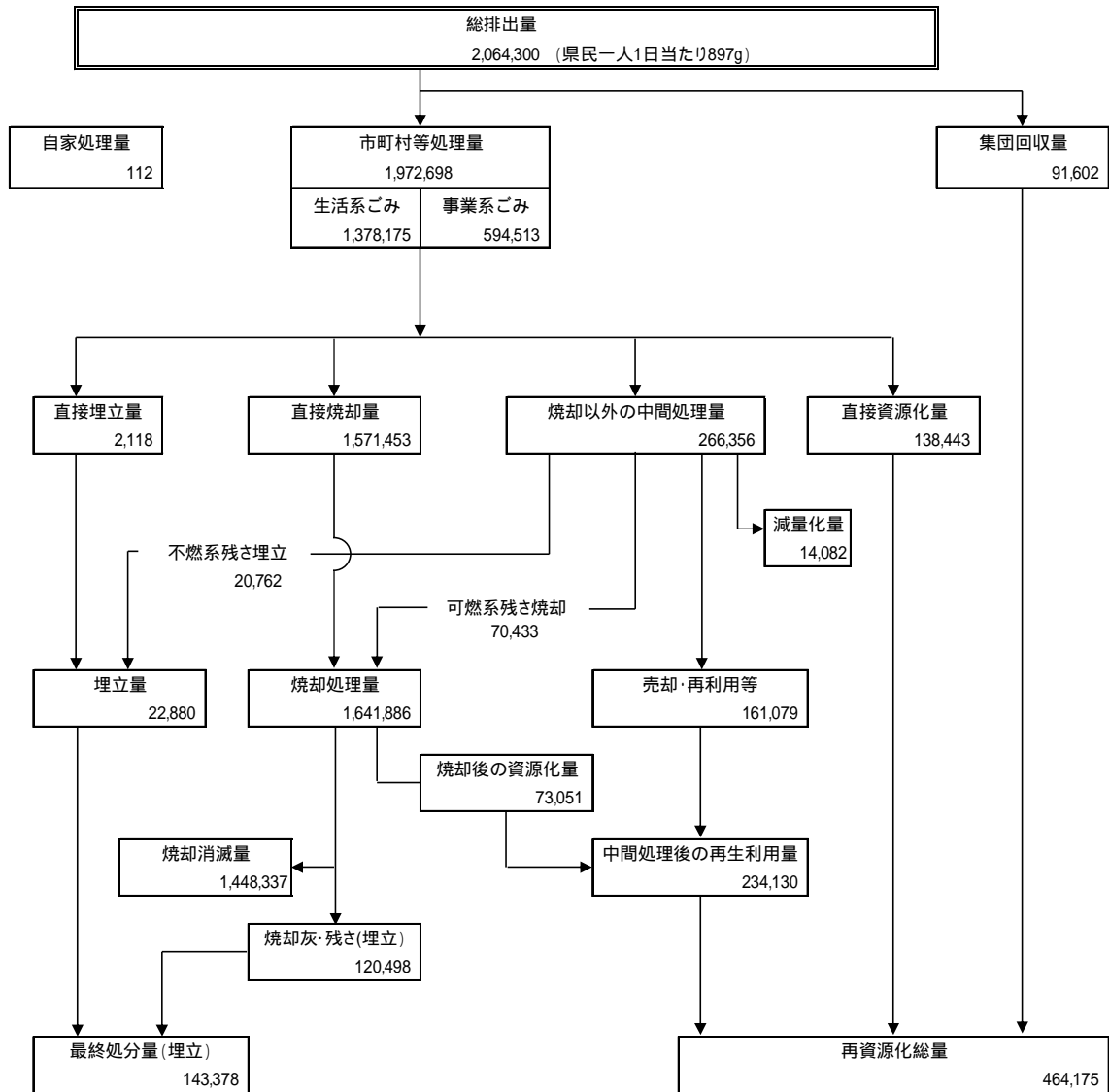
(3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

廃棄物に関するデータ

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理フロー図(平成30年度)

[単位:t/年]



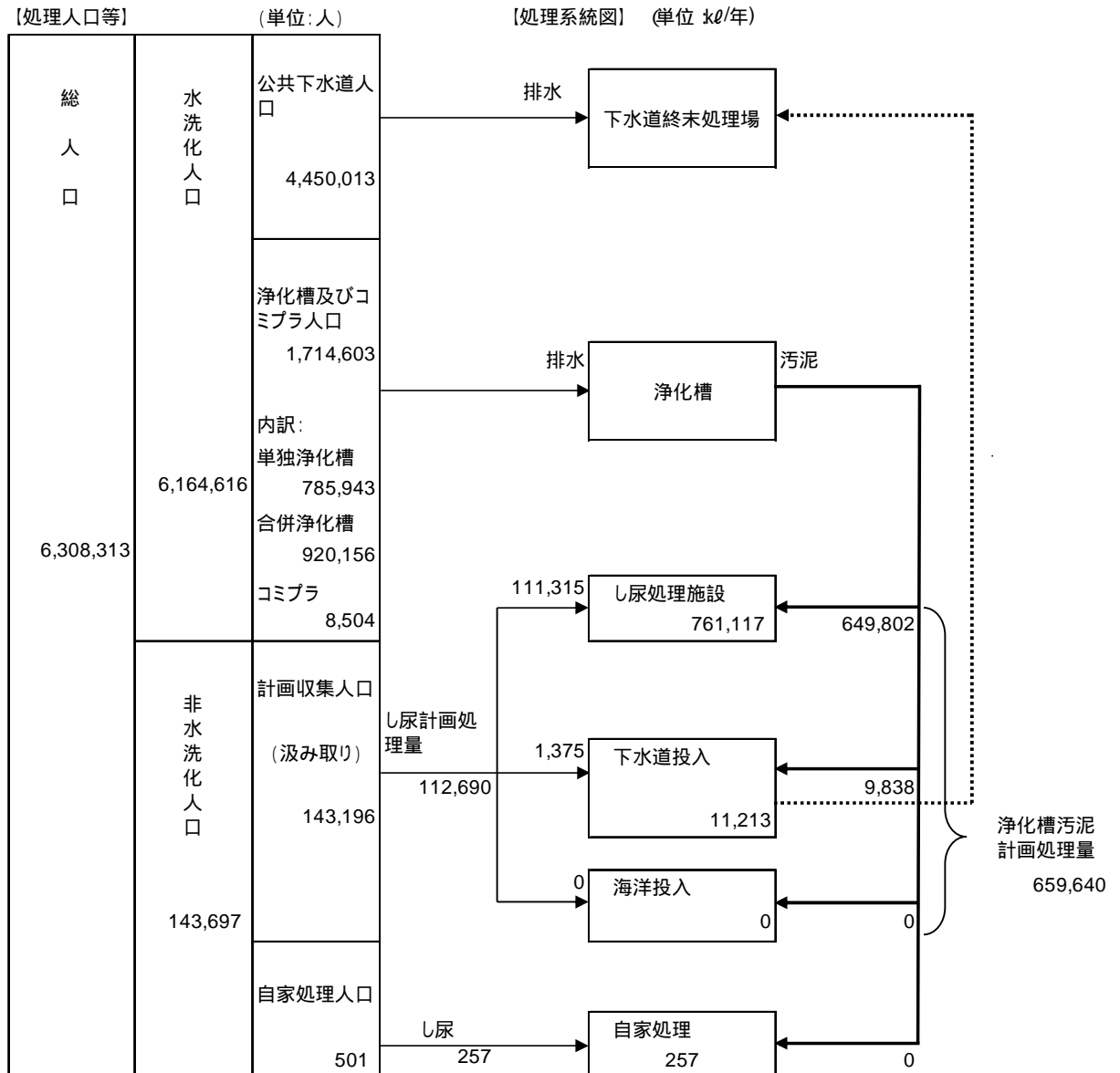
(2) 平成 30 年度市町村別排出原単位・再生利用率

排出原単位 (生活系ごみ+事業系ごみ)			排出原単位 (生活系ごみ)			排出原単位 (事業系ごみ)			再生利用率		
順位	市町村名	排出原単位	順位	市町村名	排出原単位	順位	市町村名	排出原単位	順位	市町村名	再生利用率
1	多古町	623	1	芝山町	411	1	長生村	60	1	御宿町	34.4
2	長生村	626	2	多古町	449	2	神崎町	83	2	千葉市	33.4
3	横芝光町	675	3	長柄町	513	3	栄町	89	3	野田市	29.2
4	長南町	694	4	横芝光町	514	4	長南町	96	4	袖ヶ浦市	25.6
5	睦沢町	694	5	匝瑳市	530	5	鋸南町	105	5	君津市	24.9
6	栄町	717	6	長生村	567	6	大網白里市	105	6	松戸市	24.4
7	野田市	754	7	大多喜町	567	7	睦沢町	123	7	鎌ヶ谷市	23.4
8	山武市	758	8	睦沢町	571	8	四街道市	128	8	我孫子市	23.1
9	八千代市	761	9	山武市	577	9	佐倉市	138		県平均	22.4
10	匝瑳市	769	10	君津市	583	10	東庄町	141	9	富津市	22.2
11	市川市	771	11	白井市	586	11	八街市	148	10	印西市	22.1
12	白井市	774	12	市川市	587	12	八千代市	161	11	大網白里市	21.9
13	松戸市	783	13	松戸市	591	13	横芝光町	162	12	流山市	21.9
14	鎌ヶ谷市	785	14	野田市	592	14	野田市	162	13	八街市	21.8
15	佐倉市	801	15	白子町	595	15	我孫子市	172	14	四街道市	21.5
16	神崎町	812	16	長南町	598	16	多古町	173	15	いすみ市	21.2
17	四街道市	813	17	八千代市	601	17	鎌ヶ谷市	175	16	船橋市	21.1
18	我孫子市	830	18	柏市	606	18	山武市	181	17	栄町	20.9
19	白子町	846	19	千葉市	608	19	市川市	184	18	白井市	20.8
20	大多喜町	847	20	鎌ヶ谷市	610	20	白井市	188	19	木更津市	20.2
21	流山市	857	21	浦安市	620	21	いすみ市	188	20	柏市	20.0
22	印西市	871	22	栄町	628	22	松戸市	192	21	習志野市	20.0
23	柏市	875	23	流山市	629	23	印西市	197	22	佐倉市	20.0
24	いすみ市	875		県平均	638	24	御宿町	201	23	勝浦市	19.9
25	東庄町	876	24	木更津市	645	25	市原市	214	24	八千代市	19.6
26	八街市	876	25	旭市	647	26	袖ヶ浦市	223	25	大多喜町	19.5
27	船橋市	877	26	船橋市	652	27	東金市	225	26	匝瑳市	19.1
28	大網白里市	878	27	富津市	653	28	船橋市	225	27	東金市	19.1
	県平均	897	28	我孫子市	658	29	流山市	228	28	南房総市	18.8
29	君津市	917	29	佐倉市	662	30	酒々井町	229	29	香取市	18.7
30	市原市	924	30	印西市	674	31	匝瑳市	239	30	市川市	18.6
31	一宮町	930	31	習志野市	675	32	九十九里町	242	31	鴨川市	18.4
32	袖ヶ浦市	931	32	一宮町	679	33	一宮町	250	32	九十九里町	18.2
33	東金市	943	33	四街道市	684	34	白子町	251	33	長南町	18.2
34	酒々井町	945	34	いすみ市	687	35	香取市	251	34	市原市	18.1
35	長柄町	953	35	成田市	690		県平均	258	35	富里市	17.9
36	習志野市	965	36	袖ヶ浦市	709	36	柏市	268	36	浦安市	17.7
37	旭市	990	37	市原市	709	37	富里市	270	37	多古町	17.5
38	富里市	991	38	酒々井町	716	38	大多喜町	280	38	山武市	16.4
39	九十九里町	995	39	東金市	718	39	習志野市	290	39	館山市	16.3
40	千葉市	997	40	富里市	721	40	南房総市	293	40	成田市	16.0
41	浦安市	1,003	41	茂原市	722	41	銚子市	302	41	睦沢町	15.8
42	香取市	1,009	42	鴨川市	726	42	茂原市	317	42	酒々井町	15.6
43	茂原市	1,039	43	八街市	728	43	君津市	334	43	鋸南町	15.6
44	銚子市	1,055	44	神崎町	728	44	旭市	343	44	旭市	14.9
45	成田市	1,073	45	東庄町	735	45	勝浦市	360	45	茂原市	14.5
46	富津市	1,073	46	九十九里町	752	46	館山市	365	46	横芝光町	14.5
47	南房総市	1,078	47	銚子市	753	47	成田市	383	47	東庄町	14.3
48	鋸南町	1,086	48	香取市	758	48	浦安市	384	48	一宮町	13.6
49	木更津市	1,116	49	勝浦市	763	49	千葉市	389	49	長生村	13.4
50	勝浦市	1,123	50	大網白里市	773	50	鴨川市	413	50	神崎町	12.6
51	鴨川市	1,139	51	南房総市	785	51	富津市	421	51	白子町	11.1
52	御宿町	1,144	52	館山市	815	52	長柄町	439	52	長柄町	11.1
53	館山市	1,180	53	御宿町	942	53	木更津市	471	53	銚子市	10.9
54	芝山町	1,374	54	鋸南町	981	54	芝山町	964	54	芝山町	6.2

(3) し尿処理事業経費(直近5年の数値)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
計(千円)	9,383,849	9,720,242	9,965,518	10,242,439	9,162,396
処理・維持管理費(千円)	8,552,435	8,326,973	8,112,406	8,119,523	7,943,080
建設改良費(千円)	475,119	1,101,921	1,525,678	1,814,796	989,161
その他(千円)	356,295	291,348	327,434	308,120	230,155
し尿処理対象人口(人)	2,003,626	1,960,757	1,932,718	1,891,119	1,858,300
1人当たりの経費(全体)(円/人・年)	4,683	4,957	5,156	5,416	4,931
市町村処理量(t)	807,911	807,576	798,881	780,758	772,330
処理量1kl当たりの経費(円/kl・年)	11,615	12,036	12,474	13,119	11,863

(4) し尿処理系統図(平成30年度)

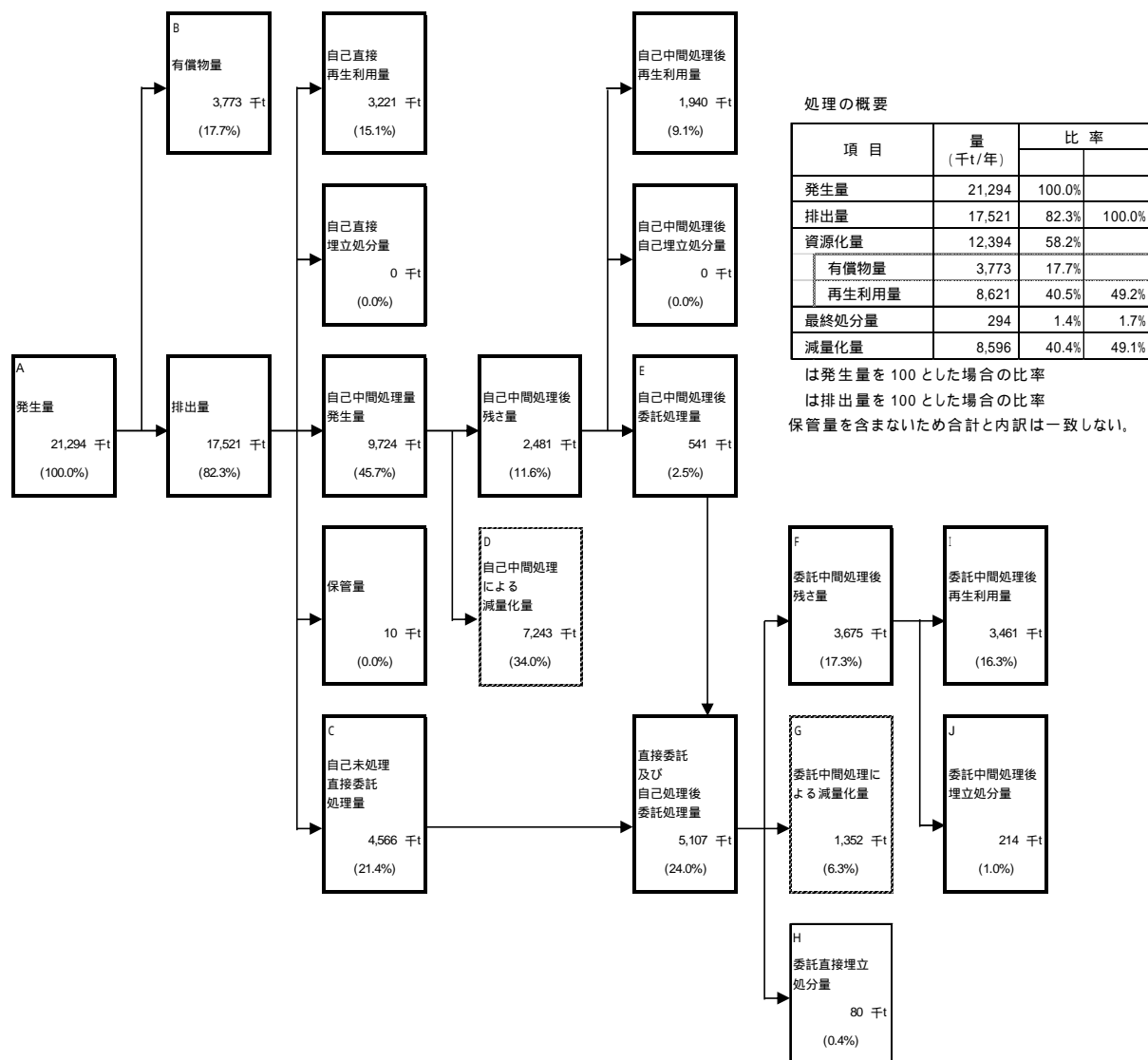


(5) し尿処理施設(稼働施設)の処理能力及び処理量の年度別推移

区分		年度				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
処理能力(kl/日)		3,670	3,620	3,620	3,620	3,717
処理量	し尿(kl/年)	137,463	132,578	125,563	119,592	111,315
	浄化槽汚泥(kl/年)	659,034	663,932	661,676	649,988	649,802

2 産業廃棄物

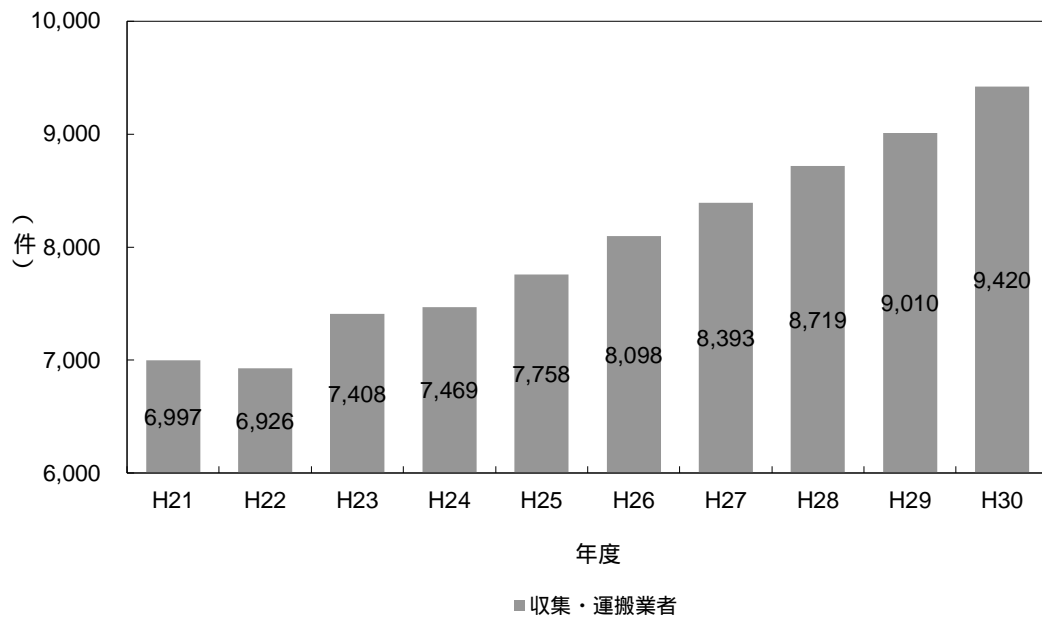
(1) 産業廃棄物の処理フロー図(平成 30 年度)



各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。
 () 内は、「A 発生量」を分母とする比率です。

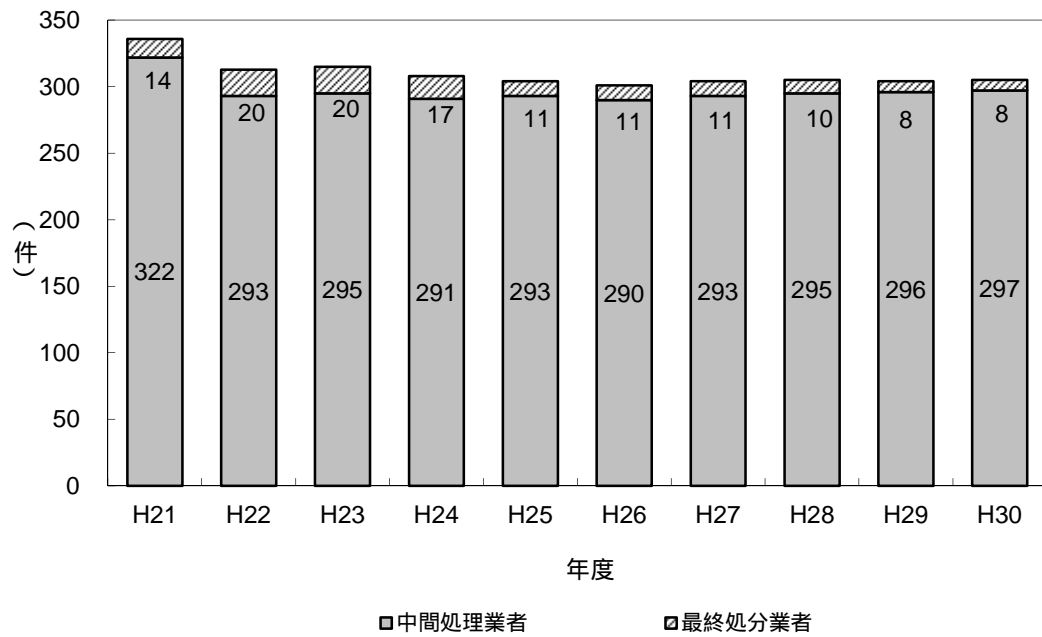
(2) 産業廃棄物処理業者数の推移

収集・運搬業者数の推移



県の許可を有している事業者数。
千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

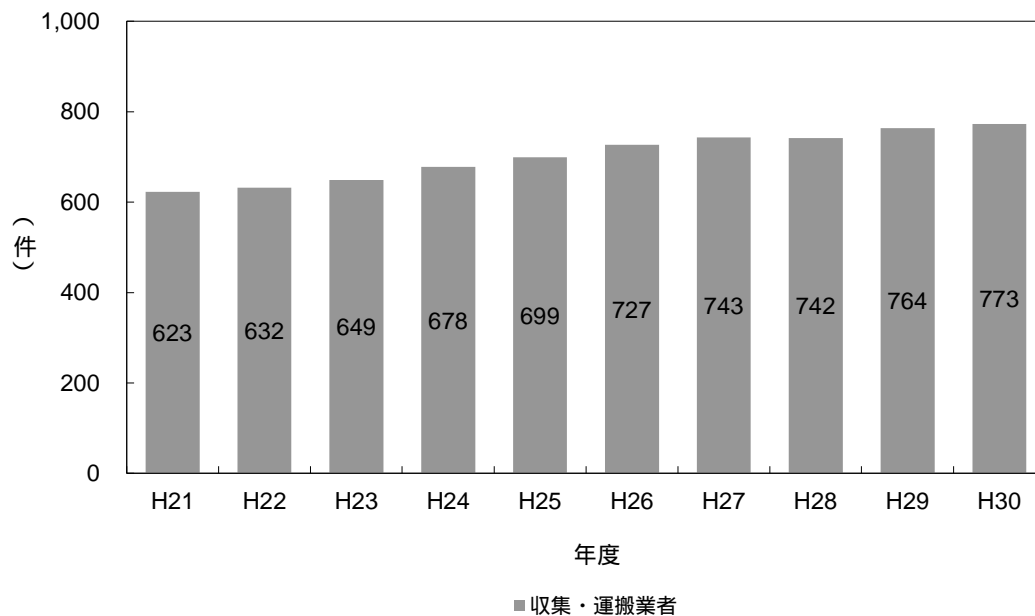
中間処理及び最終処分業者数の推移



千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

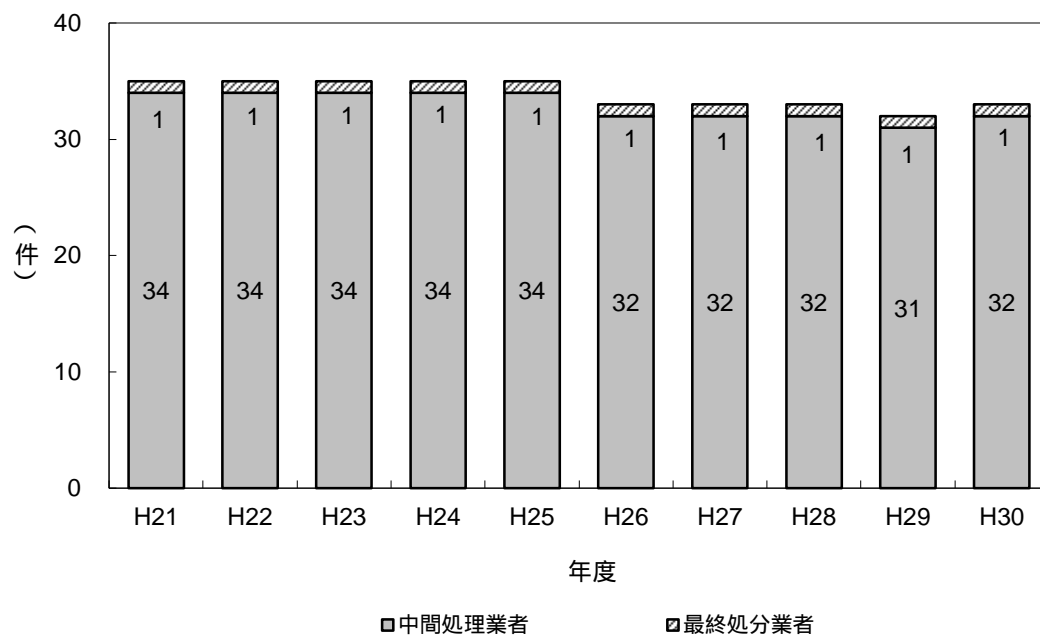
(3) 特別管理産業廃棄物処理業者数の推移

収集・運搬業者数の推移



千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

中間処理及び最終処分業者数の推移



千葉市、船橋市及び柏市許可分を除きます。

(4) 県内中間処理業者の受入実績

県内中間処理業者の受入実績(平成30年度)

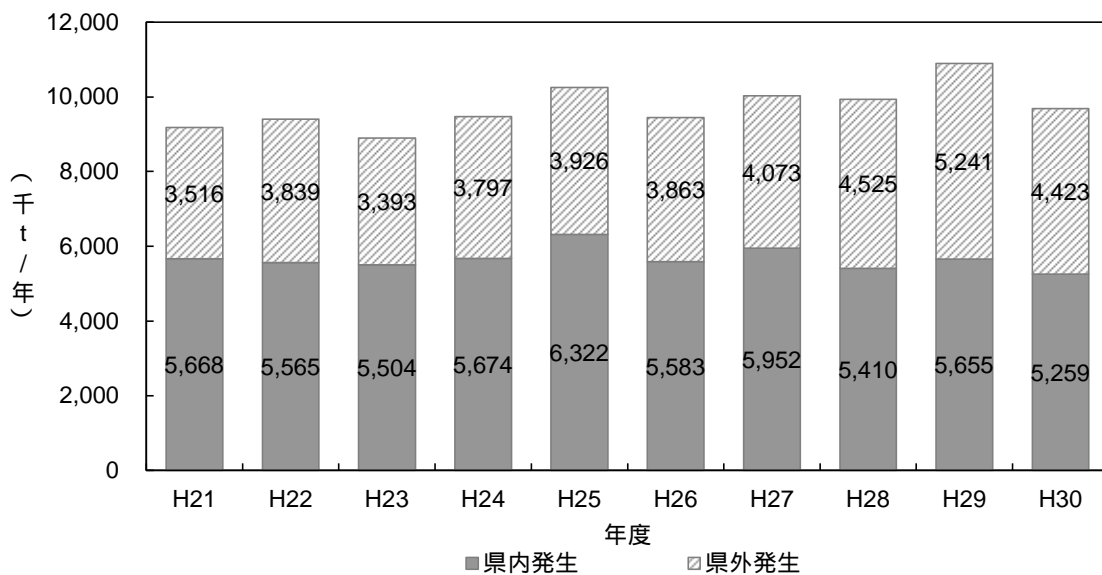
(単位:t)

		県内廃棄物	県外廃棄物	合計
産業 廃棄物	汚泥	677,931	1,422,910	2,100,841
	うち建設汚泥	322,885	1,258,075	1,580,960
	廃プラスチック類	332,007	220,688	552,695
	木くず	384,913	230,653	615,566
	がれき類	3,145,240	1,595,969	4,741,209
	金属くず	63,608	86,411	150,019
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	235,895	357,532	593,428
	その他	310,279	435,912	746,191
	小計	5,149,874	4,350,075	9,499,949
特別管理産業廃棄物		109,290	72,987	182,277
合計		5,259,164	4,423,062	9,682,226
県内・県外の割合		54.3	45.7	100.0

千葉県市、船橋市及び柏市分を含みます。

各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。

県内中間処理業者の受入実績の推移



千葉県市、船橋市及び柏市分を含みます。

(5) 県内最終処分業者の受入実績

県内最終処分業者の受入実績(平成30年度)

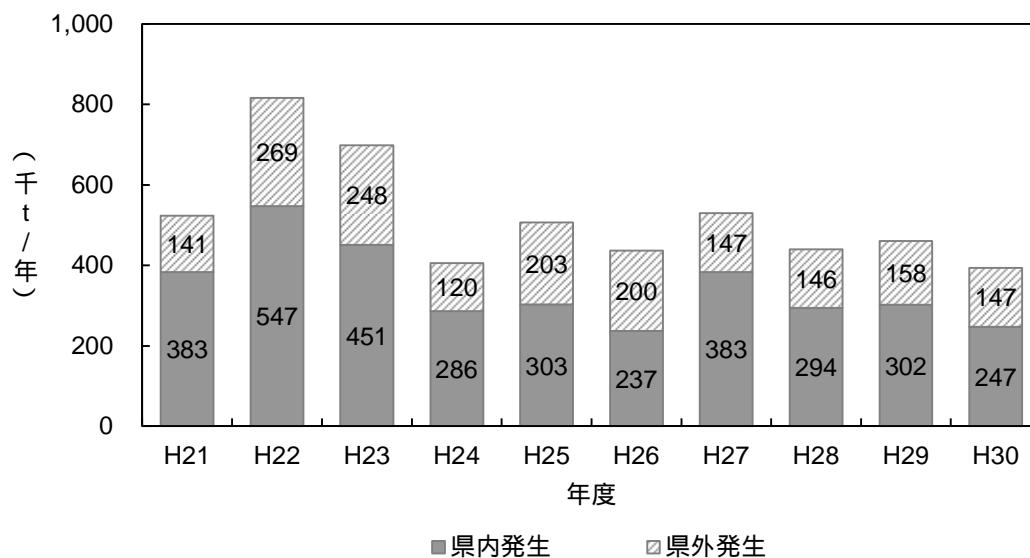
(単位:t)

		県内廃棄物	県外廃棄物	合計
産業 廃棄物	燃え殻	27,183	1,618	28,802
	汚泥	67,581	27,313	94,894
	うち建設汚泥	0	0	0
	廃プラスチック類	29,552	27,134	56,686
	金属くず	2,501	1,966	4,468
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	40,815	37,246	78,061
	がれき類	61,465	44,482	105,947
	ばいじん	13,881	0	13,881
	その他	3,567	6,879	10,446
	小計	246,546	146,639	393,184
特別管理産業廃棄物		206	0	206
合計		246,751	146,639	393,390
県内・県外の割合		62.7	37.3	100.0

千葉県市、船橋市及び柏市分を含みます。

各項目量は端数処理のため、合算が合わない場合があります。

県内最終処分業者の受入実績の推移



千葉県市、船橋市及び柏市分を含みます。

(6) 廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の設置状況

(平成 31 年度末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	32	24	56
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	5	7	12
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	1	2
	汚泥の焼却施設	7	24	31
	廃油の油水分離施設	3	20	23
	廃油の焼却施設	9	22	31
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	0	97	97
	廃プラスチック類の焼却施設	5	23	28
	木くず又はがれき類の破碎施設	24	226	250
	金属等を含む汚泥のコンクリート固形化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	5	26	31
	合計	93	473	566
	最終 処分 場	安定型	2	8
管理型		4	6	10
遮断型		1	0	1
合計		7	14	21

千葉市、船橋市及び柏市内の施設を含みます。

最終処分場は残余容量が 0 及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含みます。

施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数です。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

令和2年3月31日閣議決定

はじめに

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推進に関する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致により可決され、2019年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行された。

本基本方針は、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものである。都道府県は、本基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされている。

また、本基本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものである。

1 「食品ロス」: 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう(食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。)

2 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」: 2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である(外務省ウェブサイト参照)。

食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

我が国では、以下のような現状にある。

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっている³。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している⁴。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている⁵。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7人に1人が貧困状態と依然として高水準である⁶。

世界では、以下のような現状にある。

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている⁷。食料の生産に伴うCO₂排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO₂が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている⁸。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約98億人に達すると推計されている⁹。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている¹⁰。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている¹¹。

以上のように、我が国においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生している。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっている。

3 農林水産省（2019）「食料需給表 平成30年度」

4 環境省（2019）「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成29年度）について」

5 総務省（2019）「家計調査 2018年（平成30年）」

6 厚生労働省（2017）「平成28年 国民生活基礎調査」

7 国際連合食糧農業機関（FAO）（2011）「世界の食料ロスと食料廃棄」

8 Food and Agriculture Organization（2013）, Food wastage footprint: Impacts on natural resources

9 United Nations（2017）, World Population Prospects: The 2017 Revision

10 Food and Agriculture Organization（2019）, THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD

11 目標12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようし、食品ロスを削減していくことが重要である。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂ 排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できる。

加えて、我が国には、「もったいない」という意識を始め、食前・食後に口にする「いただきます」、「ごちそうさま」といった言葉があり、これらは食べ物やそれを育んだ自然の恵みや作ってくれた人への感謝が込められている。また、ユネスコ無形文化遺産に登録¹²された「和食」も食材を余すところなく使う持続可能性の高い食文化であり、家庭の外で出された食事の残りを「折り」に詰めて持ち帰り、家庭で味わう習慣もある。食品ロスを削減する取組は、こうした我が国の食に関わる文化を再確認することにもつながる。

2 我が国の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間 643 万トン（2016 年度推計）と推計されている¹³。これは、国連世界食糧計画（WFP）による 2018 年の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当する¹⁴。そのうち、事業系食品ロス量が 352 万トン、家庭系食品ロス量が 291 万トンである¹³。事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約 4 割を占めている¹⁵。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品¹⁶」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられる。家庭系食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」、「過剰除去¹⁷」、「直接廃棄¹⁸」となっている。

12 平成 25 年 12 月 4 日 登録決定

13 年間 643 万トン：事業系食品ロス量（352 万トン）+ 家庭系食品ロス量（291 万トン）

（市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄は含まれていない。）

農林水産省（平成 28 年度推計）事業系食品ロス量：352 万トン

環境省（平成 28 年度推計）家庭系食品ロス量：291 万トン

14 国連世界食糧計画（WFP）2018 年実績

15 農林水産省（平成 28 年度推計）

16 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

17 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など）

18 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

3 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

食品ロスの削減の推進に関する事項

1 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第2項）の形成の取組

として位置付けることができる。

(1) 消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移す。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する。

買物の際

- ・ 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）使い切れる分だけ購入する。
- ・ 欠品を許容する意識を持つ。

食品の保存の際

- ・ 食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・ 賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

調理の際

- ・ 余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・ 食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

外食の際

- ・ 食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。
- ・ 料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

(2) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う。加えて、国又は

地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

具体的には以下のような行動が期待される。

農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等

- ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。
- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。
- ・おいしい食べきりと呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
- ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損して

いなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。

- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（３）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）。

（４）マスコミ、消費者団体、NPO等

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う。

（５）国・地方公共団体

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、後記２に掲げる施策を推進する。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める。

さらに、主催するイベント等での食品ロスの削減を進める。

２ 基本的施策

国においては、以下の施策に取り組み、食品の生産から、製造、販売、消費に至る一連の過程において、食品ロスの削減の取組を強力に推進する。地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。

（１）教育及び学習の振興、普及啓発等

国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取組と連携しながら推進する。その際、消費者、事業者等が前記１に掲げた「求められる役割と行動」を実践するために必要な情報を併せて提供する。引き続き、食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」として展開することとし、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会¹⁹等との連携を図る。具体的には以下のとおりである。

- ・消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭で

の食品ロス削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。

- ・消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い²⁰等、期限表示の正しい理解を促進する。
- ・消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド²¹」により、外食時の食べきり・持ち帰り（持ち帰り用容器の活用を含む。）等に係る啓発を一層推進する。
- ・消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。
- ・「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。
- ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に、食品ロスの削減に対する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。
- ・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。

19 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会：「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。平成28年10月10日に設立。（令和2年2月5日現在 417自治体が参加）

20 賞味期限：定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

21 消費者庁・農林水産省・環境省 令和元年5月公表

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進する。具体的には以下のとおりである。

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進する。
- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化（年月表示・日まとめ表示）、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和（取組企業や実施品目の拡大）を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。
- ・食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。
- ・小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。
- ・外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。
- ・需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。
- ・食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。
- ・過剰な回収につながらないよう食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。
- ・食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。
- ・食品ロス削減を始め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融²²の普及を促進する。

(3) 表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。
- ・食品ロスの内容、発生要因等を分析する。
- ・食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。
- ・ムーンショット型研究開発制度²³において、食品ロスの削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。

(5) 情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。
- ・エシカル消費²⁴の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。
- ・食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報発信を行う。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。具体的には以下のとおりである。

- ・関係者相互の連携のための取組（例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブ²⁵の推進）を含めた、フードバンク活動の支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。
- ・食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。
- ・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。

22 ESG 金融：融資判断に ESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）要素を組み込んだ金融商品

23 ムーンショット型研究開発制度：我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、司令塔たる総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の下、関係省庁が一体となって推進する制度（内閣府）

24 エシカル消費（倫理的消費）：人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

25 フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動

その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

推進体制の整備

- ・地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要である。
- ・推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要である。
- ・地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要である。その際、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施する。
- ・食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画(食育推進計画、廃棄物処理計画等)との調和を保つことが重要である。

地域の特性等の把握

- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。
- ・食品ロス削減推進計画は、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することが望まれる。
- ・近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることが望ましい。これにより、全国的な連携の拡大につながることを期待される。

計画策定時

- ・食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、以下について留意すること。
ア 前記 の2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

ウ 後記 3 に掲げる国の削減目標も踏まえ、目標を設定し、明記することが望ましいこと。

エ 食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用（飼料化、肥料化、その他）を検討すること。

オ 地方公共団体における SDGs や地方創生の取組の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。

策定後の推進

- ・連絡会議等を活用し、定期的に取り組の成果を検証し、PDCA サイクルの徹底を図りつつ、効果が上がるよう食品ロス削減推進計画を推進することが重要である。

（ 3 ）食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。
- ・このため、国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。）地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。

2 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 106 号）食育推進基本計画（第 3 次、平成 28 年食育推進会議決定）廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）など多岐にわたる施策に位置付けられているが、目指すべき方向は共通である。

このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。

3 食品ロスの削減目標等

食品ロス削減推進法及び本基本方針の目指すところは「多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ことである。

食品ロスの削減の目標は、SDGs も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年 7 月公表）において、共に 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量²⁶を半減させるという目標を設定している。

本基本方針においても、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進する。
また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合²⁷を80%とする。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

国は、食品ロスの削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、必要な体制を整備し、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、食品ロス削減推進法施行後おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討する。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画についても、基本方針の見直しを踏まえ、定期的に見直すことが望まれる。

26 2000 年度食品ロス量 家庭系食品ロス量：433 万トン（環境省）、事業系食品ロス量：547 万トン（農林水産省）

27 平成 30 年度調査では 71.0% 消費者庁（2019）「平成 30 年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年 5 月 31 日号外法律第 19 号

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については 2015 年 9 月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。

2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第 3 条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を

有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第 6 条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第 7 条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第 8 条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

(食品ロス削減月間)

第 9 条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

- 2 食品ロス削減月間は、10 月とし、特に同月 30 日を食品ロス削減の日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第 10 条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第 11 条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
 - 三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

- 第 12 条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下この条及び次条第 1 項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。
 - 3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 4 前 2 項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

- 第 13 条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）中「第 5 条の 5 第 1 項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしないための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

第 15 条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。）及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体（次項において「食品関連事業者等」という。）の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第 16 条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第 18 条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を行うために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動

を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第 20 条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 21 条 会議は、会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

(会長)

第 22 条 会長は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第 11 条の 2 の特命担当大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 23 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣

二 環境大臣

三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 24 条 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 4 号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第 25 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第 2 条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第 40 条第 3 項の表に次のように加える。

食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）
------------	------------------------------

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第 3 条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 13 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

13 の 3 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 11 条第 1 項に規定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

第59回県政に関する世論調査の結果について

令和元年度に実施した「第59回 県政に関する世論調査」のうち、調査の概要と食品ロスに関する調査結果を以下に示します。

1 世論調査の概要

(1) 調査対象：千葉県在住の満18歳以上の男女個人

(2) 標本数：3,000人

(3) 抽出方法：層化二段無作為抽出法

層化二段無作為抽出法とは、行政単位と地域によって県内をブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して（二段）各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものである。

(4) 調査方法：郵送法・オンライン調査法の併用（郵送配付 - 郵送・オンライン回収）

(5) 調査時期：令和元年11月22日～令和元年12月13日

(6) 回収結果：有効回収数（率） 1,359件（45.3%）

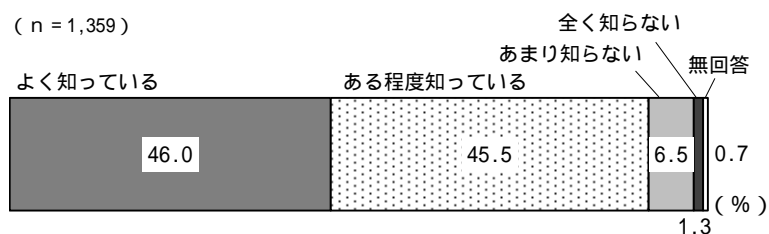
調査結果については、「第59回県政に関する世論調査報告(令和元年度)概要版」に基づき作成。

2 調査の結果

(1) 「食品ロス」が問題となっていることの認知度

「食品ロス」が問題となっていることを知っているか聞いたところ、「よく知っている」(46.0%)と「ある程度知っている」(45.5%)を合わせた『知っている』(91.5%)が9割を超えて高くなっている。

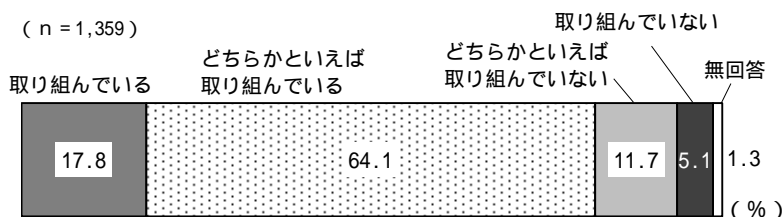
一方、「あまり知らない」(6.5%)と「全く知らない」(1.3%)を合わせた『知らない』(7.9%)は1割未満となっている。



(2) 「食品ロス」の削減の取組状況

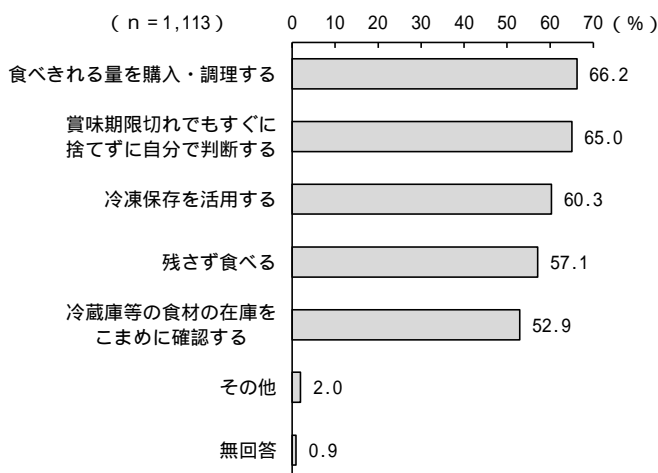
「食品ロス」の削減に取り組んでいるか聞いたところ、「取り組んでいる」(17.8%)と「どちらかといえば取り組んでいる」(64.1%)を合わせた『取り組んでいる』(81.9%)が8割を超えて高くなっている。

一方、「どちらかといえば取り組んでいない」(11.7%)と「取り組んでいない」(5.1%)を合わせた『取り組んでいない』(16.8%)は1割台半ばとなっている。



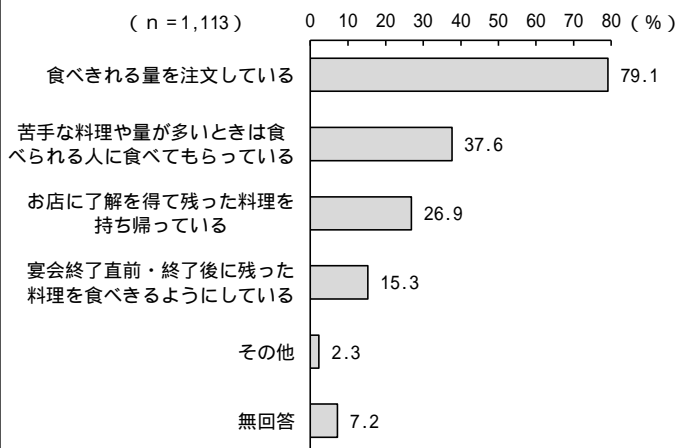
(2-1) 普段の生活の中での取組

「食品ロス」の削減に「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した1,113人を対象に、普段の生活の中で取り組んでいることを聞いたところ、「食べきれる量を購入・調理する」(66.2%)と「賞味期限切れでもすぐに捨てずに自分で判断する」(65.0%)が6割台半ばで高く、以下、「冷凍保存を活用する」(60.3%)、「残さず食べる」(57.1%)、「冷蔵庫等の食材の在庫をこまめに確認する」(52.9%)が続く。



(2-2) 外食や宴会での取組

「食品ロス」の削減に「取り組んでいる」、「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した1,113人を対象に、外食や宴会で取り組んでいることを聞いたところ、「食べきれる量を注文している」(79.1%)が約8割で最も高く、以下、「苦手な料理や量が多いときは食べられる人に食べてもらっている」(37.6%)、「お店に了解を得て残った料理を持ち帰っている」(26.9%)、「宴会終了直前・終了後に残った料理を食べるようにしている」(15.3%)が続く。



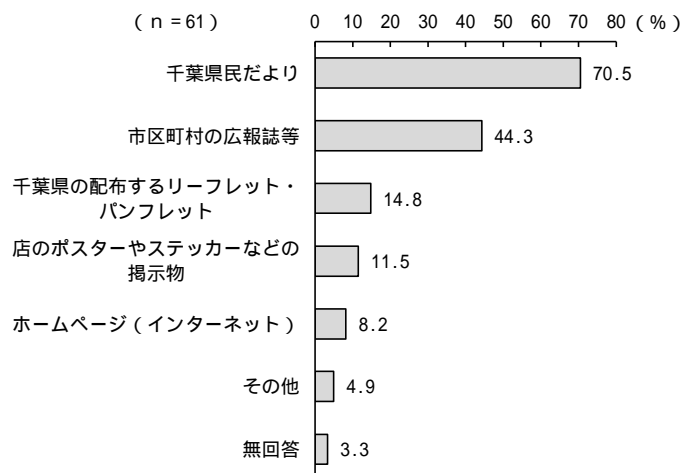
(3)「ちば食べきりエコスタイル」の認知度

千葉県が食べ残しの削減に向けて推進している「ちば食べきりエコスタイル」を知っているか聞いたところ、「知っている」(4.5%)が1割未満となっている。
一方、「知らない」(92.3%)は9割を超えて高くなっている。



(3-1)「ちば食べきりエコスタイル」を知った方法

「ちば食べきりエコスタイル」を「知っている」と回答した61人を対象に、どのような方法で「ちば食べきりエコスタイル」を知ったか聞いたところ、「ちば県民だより」(70.5%)が7割で最も高く、以下、「市区町村の広報誌等」(44.3%)、「千葉県の配布するリーフレット・パンフレット」(14.8%)、「店のポスターやステッカーなどの掲示物」(11.5%)が続く。



《「食品ロスについて」の自由回答(抜粋)》

(回答人数:214人)

フードバンクなどへの寄付やおすそ分け等贈答品でもらった食べ物などが好みでなかったりする場合活用したいと思います。

給食がある小・中学生のうちに食品ロスについて教育でもっと教えるべきだと思う。農業、漁業においても取れすぎると価格が下落し、廃棄処分にするという話を耳にしますが、規格外の物、取れすぎた物をうまくさばける流通方法があるといいと思う。見た目が悪くても安い方がいいので。

食品や食材が廃棄となった場合、受け入れ団体を作ってそこで配布、調理し、足りない所へ回す仕組みを作ってほしい。子ども食堂、公共施設への配布など。

スーパーや飲食店に小分けタイプや少量タイプの商品を充実させて欲しい。パン屋など、小ぶりのものが増えるとありがたい。

残った料理を持ち帰れるお店が増えたらいいと思う。

「食品ロス」は知っていたが、千葉県の取組みは知らなかった。飲食店とのコラボなどで広く知ってもらうとか、学校を通して子供たちへの教育とつなげて広めるなどはどうでしょうか。

千葉県内にフードバンク組織はあるのでしょうか。もしあったら、食べきれないレトルト、缶詰、米などの保存食を賞味期限前に寄付したいのですが。

スーパーなどでは、賞味期限が遅い日付の物を選びがちだが、すぐに食べる予定なら、あえて近い日付の物を選択することも大切かと思います。宴会時の持ち帰りが個人の責任でもう少し気軽にできるようになれば、とも思います。

ちば食べきりエコスタイルという物を知らなかった。スーパーなど掲示があれば良いと思う。

用語解説

【あ】

I S O (International Organization for Standardization)

国際標準化機構の英語略。国際標準化機構は、国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としています。

ISO14001 は、ISO が制定した環境マネジメントに関する規格です。

環境マネジメントシステムは、「全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの」です。

アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。以前は建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。しかし、繊維が極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮種など健康に悪影響を及ぼす恐れがあり、また、暴露から発症まで 20 年から 50 年と潜伏期間が長いことが特徴です。

なお、現在では原則として製造等が禁止されています。

一部事務組合

複数の市町村が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織です。隣接する中小規模な市町村が、消防、ごみ処理・し尿処理の運営を行うことが多くなっています。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」はオフィス等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類されます。市町村は、区域内の一般廃棄物を適正に処理する責務がありますが、排出抑制や資源化のための分別については、一人ひとりの取組が重要です。

関連用語：産業廃棄物

エコアクション21

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション 21 に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されています。千葉県では、(一財)千葉県環境財団が地域事務局となっています。

S D G s

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。2030年までに世界が達成すべきゴールを表したもので、17の目標と169のターゲットで構成されています。ゴールとは大きな目標を指し、ターゲットとはゴールをより具体的に掘り下げた目標です。地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓い、S D G s は発展途上国のみならず、先進国自身に取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

N P O

「Non-Profit Organization」という英語の頭文字からとったもので、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」となります。言葉の意味としては、現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問いません。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定められています。

【か】

家庭系ごみ排出量

県では、家庭から排出されるごみのうち、資源ごみを除いたものをいいます。(「生活系ごみ」から「集団回収量」、「資源ごみ」及び「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」を除いたもの。)

家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法 ; 平成 10 年法律第 97 号)

家庭で不要になったテレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務

付けた法律です。

環境学習

環境を学ぶという意味を表す言葉として、「環境教育」と「環境学習」がありますが、両者に厳密な区別はなく、一般的には同義に使われています。県では、県民一人ひとりが自ら学ぶことの重要性を踏まえ、環境教育と環境学習の総称として、「環境学習」という言葉を用いております。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等の情報提供の推進や需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的として、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律；平成 12 年法律第 100 号）が平成 13 年 4 月に施行されています。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律；平成 12 年法律第 104 号）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルの義務付けなどを定めた法律です。

小型電子機器等

携帯電話端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータなどの電気機械器具で、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 45 号）」で定めるものをいいます。

古紙ルート

市町村における従来からの古紙（新聞・雑誌・段ボール等）の回収ルートを利用して、主に製紙原料に向く紙製容器包装を集める方法です。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うものです。

化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されています。

関連用語：熱回収（サーマルリサイクル）

コミュニティプラント

廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水と併せて処理する施設のことをいいます。

【さ】

災害廃棄物対策指針

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したもので、平成26年3月に策定されました。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

最終処分を行う施設が最終処分場であり、埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

産業廃棄物の最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型があります。

一般廃棄物の最終処分場は、管理型と同様の構造をした一般廃棄物最終処分場があります。

関連用語：中間処理

再使用（リユース）

いったん使用された製品・部品、容器等をできるだけ繰り返し使うことをいいます。回収した容器等をそのまま、若しくは修理して別のユーザーが利用する「製品リユース」、ビール瓶や酒のビンを繰り返し使う「リターナブル」、回収した機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理して再度利用する「部品リサイクル」などがあります。

再生土

建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理したもので、埋立て等に利用するものです。

再生利用（リサイクル）

再使用できない廃棄物等を原材料として可能な限り再利用することをいいます。

再生利用には、原材料として再利用する再生利用（資源化）、焼却して熱エネルギーを回収する「サーマルリサイクル」（熱回収）があります。

効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。

なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することを「マテリアルリサイクル」（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することを「ケミカルリサイクル」といいます（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにすることや、廃プラスチックの造粒による高炉還元剤化等）。日本では、可燃性廃棄物の固形燃料化や熱処理により発生する可燃性ガスや可燃油の利用はケミカルリサイクルに分類されています。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙で、具体的には、投込みチラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙などを指します。その他紙、雑紙、ミックスペーパー、雑古紙などの呼び方が使われていることもあります。

産業廃棄物

工場や建設工事などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどをはじめとする「廃棄物処理法」及び政令で定めた 20 種類の廃棄物のことをいいます。

廃棄物処理法の排出事業者責任に基づき、適正な処理が図られる必要があります。

関連用語：一般廃棄物

指定廃棄物

1キログラム当たり 8,000 ベクレルを超える放射性物質を含み、環境大臣が指定した廃棄物のことで、これらは放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が処理を行うことになっています。

集団回収

市町村による用具の貸出し、補助金の交付等の支援により、市町村に登録された住民団体によって資源化物の回収を行うことをいいます。

循環型社会

「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となるこ

とを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画です。平成 15 年に第 1 次計画、平成 20 年に第 2 次計画、平成 25 年に第 3 次計画、平成 30 年に第 4 次計画が閣議決定・国会報告されました。

同計画は、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

なお、循環型社会は大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。

循環型社会推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制することとし、次に不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、廃使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、最後にどうしても適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本原則としています。

循環産業

廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を積極的に循環利用する循環型社会形成に寄与する環境産業のことです。

循環資源

循環型社会推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等では有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

浄化槽

水洗し尿を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置です。

水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽とといいます。浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止されています。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律；平成 12 年法律第 116 号）

食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等の発生抑制及び減量化を促進するため、再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告などの措置が定められています。

食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では平成 29 年度に、約 612 万トンの食品ロス（事業者から約 328 万トン、家庭から約 284 万トン）が発生したと推計されています。

食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律；令和元年法律第 19 号）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。

処理困難通知

平成 22 年 5 月の廃棄物処理法の改正により新たに導入された制度で、産業廃棄物処理業者が、「現に委託を受けている」産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときに、遅滞なく、排出事業者に書面通知しなければならないという制度で、平成 23 年 4 月から施行されました。

ここにいう「事由」は、故障・事故、事業の廃止、施設の休廃止、欠格要件該当、埋立終了（最終処分場の場合）、行政処分等をいいます。

新型インフルエンザ

季節性のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なるインフルエンザウイルスが原因で起こる疾病です。一般に、国民は免疫を獲得していないことから、感染が拡大し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。新型インフルエンザウイルスの中には、遺伝子変異により強い病原性を示す場合があると

考えられています。

水銀使用廃製品

水銀等（水銀及び水銀化合物）が使用されている製品が廃棄物となったものです。

3 R（スリーアール）

資源循環型社会をつくるための3つの取組（「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。

- ・ Reduce（リデュース）：廃棄物自体の発生を少なくなるようにすること
- ・ Reuse（リユース）：使用済みになっても、その中でもう一度使えるものは廃棄しないで再使用すること
- ・ Recycle（リサイクル）：廃棄物を資源として再利用すること。

なお、2 R（ツー・アール）は、リデュース、リユースの2つの取組の英語の頭文字「R」をとったものです。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）において、リサイクルより優先順位が高くなっております。

生活系可燃収集ごみ

家庭から排出されるごみのうち、焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるものです。

【た】

多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、産業廃棄物の前年度発生量が合計1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物が50トン以上の事業者が該当し、処理計画書や実施状況報告書の提出が義務付けられています。

千葉県環境基本計画

千葉県環境基本条例9条に基づき策定する本県の環境分野における基本となる計画です。現行の計画は、本県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、「恵み豊かで持続可能な千葉」の実現を目指すため、平成31年3月に策定しました。（計画期間；令和10年度まで）

千葉県総合計画（次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン）

県政運営の基本となるもので、本県の施策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。現行の計画は、これまでの実績をベースとし、人口減少・少子高齢化などの課題へ対応するとともに、様々

なチャンスを生かし、次世代が誇れるような光り輝く千葉へ更に飛躍するため、平成29年10月12日に策定しました。

中間処理

廃棄物の無害化・減量化、再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、脱水、破碎、選別などにより、できるだけ廃棄物の体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。

さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

関連用語：最終処分

低炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)の排出を抑制するため、再生可能エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムです。

出口側の循環利用率

廃棄物等の排出量に対する循環利用量(再使用・再生利用量)の割合であり、どれだけの量が循環利用されたかを表す指標です。資源の有効利用、天然資源への依存度低減、最終処分量等の削減等の観点から、原則的には増加が望まれるものです。

電子マニフェスト

マニフェスト制度は、産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として実施されています。

平成10年12月からはマニフェストの適用範囲がすべての産業廃棄物に拡大されるとともに、従来の複写式伝票(以下、「紙マニフェスト」という)に加えて、電子情報を活用するマニフェスト(以下、「電子マニフェスト」という)制度が導入されています。

関連用語：マニフェスト制度

特別管理(一般・産業)廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものです。

他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

【な】

熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等を焼却してその熱エネルギーを回収・利用することをいいます。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

【は】

バイオマス

Bio（生物資源）と mass（量）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽エネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素（CO₂）から、生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り、持続可能な資源です。

廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

バイオマスタウン

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいいます。市町村が「バイオマスタウン構想」を作成し、国に提出していましたが、平成 21 年の「バイオマス活用推進基本法」制定以後は、市町村は「バイオマス活用推進計画」を策定するよう努めることとなりました。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律；昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の排出を抑制し、その適切な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準等を内容としています。

廃石綿

「アスベスト」参照。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体をできるだけ抑制することをいいます。循環型社会実現のための

「3R」の取組の中では、最も優先度が高くなっています。

リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組みが求められます。

また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない、などライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

P D C A サイクル

方針・計画の作成(PLAN)、その実施と運用(DO)、点検(CHECK)、改善・見直し(ACT)という手順を繰り返し、このサイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことをいいます。

放射性物質汚染対処特別措置法(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法;平成23年法律第110号)

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散による環境汚染への対処に関し、人の健康や生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、国、地方公共団体、関係原子力発電事業者などが講ずべき措置について定めています。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)

PCB(polychlorinated biphenyls)は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質を持つ工業的に合成された物質です。PCBは昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。

しかし、残されたPCB含有機器等が廃棄物となったものについては、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で令和9年3月末までに処理を終えることとしています。

【ま】

マニフェスト制度

排出事業者が廃棄物を処理業者に引き渡す際に併せて管理票(マニフェスト)を

交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。

平成3年の廃棄物処理法改正により創設され、平成5年4月より特別管理産業廃棄物に限って義務づけられましたが、平成9年6月の同法改正によりすべての産業廃棄物に拡大されました（平成10年12月より）。

関連用語：電子マニフェスト

【や】

優良産廃処理業者認定制度

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるため、平成23年から運用されている制度です。通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定します。

容器包装リサイクル

容器包装は、製品・原材料を密閉保存する工業包装と販売のための商業包装、これらを輸送運搬するための物流包装、さらに内容物の保護や表示に直接関係のないサービス包装に分けられます。

容器包装は、購入や消費によって比較的短期間のうちにごみとして排出され、生活系廃棄物に占める割合は容積比で60%、重量比で20%に達しているといわれています。80～90年代、自治体が管理する最終処分場の残存量のひっ迫に対してもっとも影響が大きいと見られたのは、空容積の大きいびん、缶、ペットボトル等のワンウェイ容器の増加でした。このためリサイクルを促進するため「容器包装リサイクル法」が制定されました。

関連用語：容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律；平成7年法律第112号）

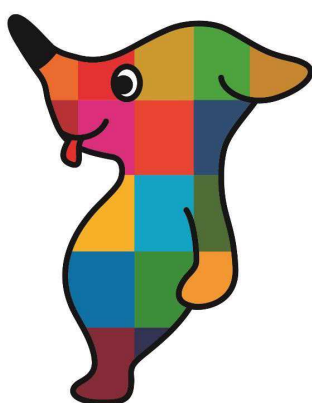
一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ビンや缶、紙パックなどの容器・包装材の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けるもので、平成7年に制定され、平成9年に一部施行、平成12年4月から完全施行されています。

関連用語：容器包装リサイクル

熔融スラグ

ごみや下水道汚泥等を燃やした後の焼却残渣物を高温で溶かし、冷却・固化してできる、直径数ミリから数十ミリのガラス状の物質をいいます。



ちばSDGs

千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

第10次千葉県廃棄物処理計画
(千葉県食品ロス削減推進計画)

令和3年3月

千葉県環境生活部循環型社会推進課
千葉県千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-2758